

山梨県公報

第二千二百一十号

平成二十四年

二月六日

月 曜 日

目次

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の解除	六九
道路の区域変更	六九
道路の供用開始	六九
急傾斜地崩壊危険区域の指定	六九
建築基準法に基づく道路位置指定	七〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(三件)	七〇

告示

山梨県告示第四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年山梨県告示第二百六十八号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 指定を解除する区域 韮崎市若宮一丁目六一番五の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壌汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による試料採取等を実施した結果 土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

山梨県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 鷲宿上曾根線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市芦川町鷲宿字北居村西割二三番の 二地先から 笛吹市芦川町鷲宿字北居村西割二二七九番 の二地先まで	四・八 一九・九	一・五 七・三	(メートル)	二四〇・三
				一四一・九

山梨県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	中央市乙黒字下河原七三四番の 三地先から 中央市乙黒字下河原七六〇番の 四地先まで	一一五・〇 (メートル)	平成二十四 年二月六日

山梨県告示第四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	平成二年山梨県告示第四十九号中の標柱六号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十号の標柱を結んだ線、十号から二十号までの標柱を順次結んだ線、二十号の標柱と同告示中の標柱五号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱六号を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	町村	大字	字	地番
		十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十	南都留郡	道志村	白井平		

山梨県告示第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十四年二月六日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市吉田字北原千五十五番九

- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・二七メートル、最小幅員六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長
四十五・八八メートル

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年一月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小佐野工業有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田千三百四十一番地七十四
 - 3 代表者の氏名 小佐野清
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第六五六九号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年一月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 佐藤工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡三千七百六十番地一
 - 3 代表者の氏名 佐藤義興

- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二二)第五〇七一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年一月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ふじ企画株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四
 - 3 代表者の氏名 中川和男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第六六九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番